

法定地上権 S62-05-2 ≪#313≫

【問】 正誤をつけよ。

AがBのためにA所有の更地に抵当権を設定した後、Aが当該更地の上に建物を新築した。
この場合、土地について競売が実施されると、建物について法定地上権が成立する。

≪ポイント≫ 法定地上権

土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、その実行により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。（民法 388 条前段）

【答え】 誤り